調査票

(福島県建設専門工事業団体連合会)

1 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) これまで一次下請は社会保険等加入者を選定することとしておりましたが、この取扱を平成29年5月から二次下請以降にも拡大しました。加入率の改善状況など、拡大後の状況についてお聞かせください。
 - 大手ゼネコンについては、二次下請けについても社会保険未加入者を 現場に入場させないことから、加入率は上がってきている。但し、社員 が5人未満の適用除外者や一人親方が増加している状況にもある。
 - 加入状況は改善されているものの、経営者にとっては楽になったわけではありません。根本的には企業活動をするために十分な収益を確保できない現状の元下関係と、本来必要な経費を勘定できていない不十分な経営感覚者を同一線上に配し、競争させている事自体に無理があると感じています。

社会保険等の加入も労働者の保護を目的にしているにも関わらず、その本意を無視して企業活動を行っている者にとって有益に働いているようでは本末転倒はなはだしいと考えます。

ハッキリ言って、正直者が馬鹿を見る現状にはうんざりです。

- (2) 法定福利費の見積書への明示及び適正な支払いを徹底するには、どんなことが効果的であるかお聞かせください。
 - 見積書には、法定福利費の事業主負担分として8%を計上し、請求しているが、実際には大手ゼネコンですら3%~5%しかもらえていない。 消費税同様に外出しにして支払うよう義務付けることが大事であると思料します
 - ・ 現時点においては、元請企業が変わらなければ下請企業がいくら明示をしようとも何ともしようがなく、元請企業が変わらないのであれば具体的な規制を講じるしか手はないと考えます。労働者保護を謳いながら、個々人の自己保身の為にそれを実行しないのであれば、それは背信行為と呼んでも良いのではないでしょうか?

より上位の立場を変革させるのに下位の立場から頑張れと言うのは、 革命か反乱を起こせと言っている様なものです。

2 下請負業務の受注について

昨年度の御意見を踏まえて地元下請業者の活用を促すよう28年12月 土木部内に改めて周知したところですが、その後の状況についてお聞かせ ください。

- ・ 物件数が減少してきていることもあり、安値受注が数多く見受けられます。安値を提示した県外業者が受注しているケースが目立ちます。
- 数量・金額共に減少傾向にあります。また、県外業者との JV を組むことによって地域実勢に即した発注金額ではなく、社会一般論もしくは全体市況から判断される金額での発注が横行しています。更に、復興事業が終息しているのに併せて、今まで公共事業を請け負ってこなかったのに、公共事業をなんとか受注し評点に繋げたい業者が不当に安値受注を行っている現状であり、積み上げ型の受注とは益々かけ離れて行っている状況にあります。

3 情報の把握手段について

入札制度の改正をはじめ、入札等に関する情報は、主にどのような手段によって把握しているかお聞かせください。

- 現在は、郡山市より電話にて連絡を受け、書類を取りに行っているが 今後は、電子入札になる由、手続きをしているところです。
- 関係会合や広報等に頼っている状態ですが、元請にならない限り直接 的な影響がほとんどない為、最新情報を入手する努力や情報の入れ替え に必死にはなりません。

4 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

福島県の入札制度は、一見正しそうに見える一般論で固められたものだと感じています。他の行政体ですら地域にどうやって資本を回転させるか、その為に地域企業をどうやって生かすかをやっている時に、最終的には地域企業の自助努力で何とかするようにとなってしまうのは地方自治としては最悪です。

『助けて欲しければ他人を助けることから始めよ』と言われますが、ひっくり返せば『他人を助けない人は(自分が助けてもらいたい時に)助けてもらえない』と言う事です。現状、福島は災害復興と言う事で国から助けて頂いていますが、福島と言う地域が福島と言う地域でやって行かなければならなくなった時には、本気で福島と言う地域に協力する者はいなくなっているかもしれません。実際、中堅企業の経営者の中には既に県外にその資本を移動させている者もいます。市民を守ってくれる行政でない限り、力を持った市民からその地域を捨てて行ってしまいます。

何を守るべきなのかを今一度再考するべきではないでしょうか。